

平成 28 年 5 月 25 日

## F I T法の改正に伴う再生可能エネルギー発電設備の申込みに関する留意点について

平素より弊社事業につきまして、ご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「F I T法」といいます）の一部を改正する法律が成立し、平成 29 年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、改正後の F I T法の施行に伴う今後の再生可能エネルギー発電設備の申込手続きに関する留意点を下記のとおりご案内いたします。

### 記

1. 改正後の F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに当社と接続契約を締結していない場合には、取得済みの認定の効力が失われる可能性があります。  
※詳しくは、[国からのお知らせ](#)をご確認ください。
2. 認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「調達価格」も失われますので、ご注意ください。
3. 改正後の F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約の締結を希望される場合、遅くとも平成 28 年 6 月 30 日までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。お申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正後の F I T法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。  
※お申込みにあたっては、接続検討申込書（低圧単独申込みを除く。）および系統連系・電力購入申込書（ともに添付書類を含む。）のご提出ならびに接続検討料のお支払い（低圧単独申込みを除く。）が必要となります。
4. お申込みいただく発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、期日に係らず、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。また、接続検討後の意思表明書につきましても、

速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

※なお、弊社管内では出力が2,000kW以上の太陽光発電設備および出力が20kW以上の風力発電設備の連系については、発電事業者様にて蓄電池等による出力変動緩和対策を行っていただくことが接続の条件となっており、発電事業者様との技術的な対策協議に長期間を要することから、速やかにご相談ください。

5. 改正後のFIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へご提出されないときには、認定が取り消され、既に確保していた「調達価格」も失われる場合がありますので、ご注意ください。

以上